

内閣参質一六八第四一号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員藤末健三君提出テロ特措法に基づく海上阻止活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出テロ特措法に基づく海上阻止活動に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の海上阻止活動については、各国においてそれぞれにふさわしい活動の在り方について主体的に判断されるべきものと考えており、お尋ねの国々の判断の理由やその動向についての国際的な評価を政府として申し上げることは差し控えたい。なお、海上阻止活動を中止し又は一時中断している御指摘の国々は、現在も、犠牲を払いつつ部隊をアフガニスタン本土に派遣し、同国を再びテロの温床としないよう忍耐強く努力しており、また、カナダは、海上阻止活動に再び参加するため、本年十一月一日にフリゲート一隻がカナダ・ハリファックス港を出港する旨を公表したと承知している。

